

八王子市施工計画評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 施工能力評価型総合評価方式により入札者から提出された施工計画の評価及び実施状況の確認を厳正かつ公正なものとするため、八王子市施工計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 施工能力評価型総合評価方式において入札者から提出された施工計画の評価

(2) 施工能力評価型総合評価方式により提出された施工計画の実施状況の確認

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長 契約資産部長

副委員長 建築管理担当部長

委員 契約資産部建築課長

契約資産部検査課長

水循環部水環境整備課長

まちなみ整備部建築確認担当課長

道路交通部建設課長

審議対象工事の工事担当課長

審議対象工事の主任監督員

審議対象工事の担当検査員

2 前項に定める者のほか、委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(定足数等)

第6条 委員会は、委員長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、契約資産部契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）8月14日から適用する。